

大学体育の設置基準の規制緩和を巡る論議に関する研究

田崎健太郎

Discussion on the relaxation of requirements for
establishment of Physical Education in Japanese University

Kentaro TAZAKI

Abstract

The purpose of this study was to investigate the prior literature of physical education in Japanese university and discuss the problems critically that physical education in Japanese university have historically contained.

It should be indicated that peoples related to physical education in university of Japan after the war failed to understand the physical education in university in some respects. The several problems should be pointed out were as follows.

- 1) There was a considerable gap between an university idea and an idea of physical education in university.
- 2) The peoples related to physical education in university failed to understand the aim of requirements for establishment of university and to transmit that from generation to generation exactly.
- 3) The 4 credits of physical education have been counted as incidental credits in the 124 required credits for graduation.

These problems should be causes that the significance of physical education in university have gone down after the relaxation of requirements for establishment of Japanese university in 1991.

はじめに

我が国の大学体育は、平成期に入って、いわゆる大学設置基準の大綱化を前後して制度的な大きな変革の波に洗われたが、それ以降の数年間は一見して一つの平衡を得ているかのように見えた。しかし、急速な就学年齢人口の減少は、予想を遙かに超えた形で従来からの大学そのものの存立基盤を変え、国公立を問わず大学は今、さらに大きく制度をも

超える変革を迫られている。こうした変革に加えて、これらに先行するように進む社会の諸変化、特にマーチン・トロウのいう大学進学率の増加そのものが50%を超えて、さらにいっそう大学の歴史構造を突き崩して、大学・ユニバーサル化¹⁾の傾斜を強めてきており²⁾、国家的なレベルから見れば即急な‘知の管理’体制の再構築が必須だとされるようになった³⁾。我が国の大学は、教授・学習構造の方法的な改善、いわゆるFDの推進だけでなく

大学制度そのものと、それぞれの大学が持つ大学理念と組織についての、構造的変革・再構築が求められているのである。その対策と見られる一つの具体的な現れが大学院を重点化し、知を管理・創造するための構造をいっそう厚い階層に積み上げていく構想である。

このように高度化に向けて再構築されていくいわゆる‘専門教育’に比して、‘一般教育’改善への努力は遅々としてその姿を見せてこないばかりか、検討の糸口もつかまえないまま、隅に追いやられているのが現状である。さらに、大学体育は、その渦の中で、問題になることすらなく、既に存在性を失いかけている。しかし、学術の高度化は垂直的な方向に階層的に求められるだけのものでなく、文化一般の水準と言った水平的な方向にも求められなければならないものであろう。この事を考えると、これらの変革が向かおうとしている先にある問題だけでなく、何故そのような方向に改めて向き直されなければならないのか、その元にあったいっそう普遍的な問題の所在にも注目しなければならなくなってきた。

本論では、このような状況の中に、存在性を失いかけている大学体育の賦活を願って、その歴史を概観するとともに、この歴史過程の中身を吟味・批判しながら筑波大学の共通科目「体育」のあり方を問う基本的な視点を模索してみたいと考える。尚、この視点に立つ先行研究は希有なほどにもない。僅かに、「IDE・現代の高等教育」誌に掲載された川村の大学体育に関する概史⁴⁾と全国大学体育連合が創立40周年を記念して作成した記念誌に掲載された波多野の大体連概史⁵⁾を数えるだけで、大綱化の起爆剤となった「天城学長会議」の論考中にも大学体育への直接的な論究はない。そこが大きな問題なのであるが、本論で

は川村・波多野の二つの概史を中心に吟味しながら、大学体育が歴史的に抱えていた問題を批判的に整理し、目的とする上記の視点を探ることにする。

1. 大学の原像と大学体育の距離感について

筆者は既に阿部との共著^{6),7)}において、我が国の大学体育の歴史を、トーマス・クーンのパラダイム論⁸⁾の立場と中山茂の「パラダイムの推移モデル」⁹⁾から、戦後‘新制大学’の発足とともに、‘制度として導入されたもの’が、次第にパラダイムの発展形態を整備して発展してきたもの、として捉えた。ここで筆者らは、学としての体育即ち‘体育学’のパラダイムが、現在では一応にその発展の全ての形態を有するようになったこと、そしてそれは基本的に専門体育の基盤にはなるが、こうした体育学に立脚することが必ずしも大学における一般体育の基盤をなすものではない、と指摘した。一般体育必修制の基盤が、一義的に体育学のパラダイムとその中核をなす discipline にあるとすることはできない、という主張なのである。こうした見地は、大学体育の成立した経緯に由来する。以下にこのことを見てみたい。

1-1. ‘新制大学’の容容と‘一般教育’の位置づけ

‘新制大学’の教育制度は、当時のUSAの大学をモデルに、旧制高等学校で主体をなした general education に旧制の大学教育をプラスする形態を基本として形成されたと見てよい。ここで general education は、具体的な資料を提示するまでもなく‘一般教育’と訳されて、意味が確定されないままに、ほぼ大学における教養教育と同義に使われてきた。しかし、歴史的にその意味を見れば、むしろ階層的な社会構造を既存の条件とした‘將軍あるいは大将に育て上げる教育（將軍の教育）’として理解する方が、その教育の目的と意義を捉えているのではないかとさえ考えられる。このよ

うに考えることで、今日一部世間で、郷愁を混せて半ば肯定的に評価される旧制高等学校での教育の、歴史・社会的な位置や成果が見えてくるように思われる。これが‘一般教育’として‘新制大学’の中に組み入れられ、50年の歴史を経て尚、十分に社会構造の中に位置付くことなく、いわゆる‘設置基準の大綱化’(平成3年)とともに、実質上その名称までも過去のものとして葬り去ってしまうことになったのである。国益にとって、富や生産に直結する専門的な教育の重要性が、いわば一般的な教育の必要性に勝ると考えられるようになったわけである。その背景として、大学進学率の上昇と大学のユニバーサル化現象が平行して起きていることを考慮しなければならぬだろう。大学が高いレベルで‘知を管理’できなくなっていると受けとめられる事態が起きているからである³³⁾。‘將軍の教育’どころか、準備教育的な高等学校教育の延長ないしは繰り返しにしかならない‘一般教育’に、時間をかけている余裕はなくなった、という認識が生まれてきたのである³⁴⁾。こうして、一般教育は、専門教育との統合に向けて発展的な解消を目指すように、大学における位置と意味を変えていった。

それならば、何故、大学体育(つまり一般体育)も、一般教育とともに大学における役割を終わらなければならなかったのだろうか。その理由を、大学の原像からの距離感として以下に検討してみたい。

1-2. ‘新制大学’の原像と‘大学体育’の関係

大学体育の歴史をまとめた川村は、我が国の大学が誕生する時から、「大学は学術の理論及び応用の教授と学問の蘊奥の攻究を主たる目的とする大学の基本的なイメージがあった」⁴⁾とし、これは、大学において学生の関わる領域が‘学術を教授されること’と‘学問の蘊奥を攻究すること’に限られるとするイメージだと

して、川村は、こうした大学の原像には「その基礎となる学生の健康や体力、さらに身体活動を通しての人間形成は、学生個々人の問題である」という基本的な考え方があった、と指摘している。さらに川村は、こうした限られた従来の大学像は、戦後になって、我が国が標榜する民主主義の立場から国の再建をめざす、1) 高度な文明国家の樹立、2) 世界平和と人類の福祉に貢献できる人間の育成、等の課題を達成して行くには充分でなく、‘新制大学’の形成に当たっては、新たな大学像が求められ、それらが〈6・3・3・新制大学構想〉に繋がったのだ、としている。

新制大学は、大学において学生が‘学術を教授されるもの’と‘学問の蘊奥を攻究するもの’に加えて‘人間形成をするもの’であることを求めたとして、このことを一旦引き受けてみよう。それでは、こうした川村の提示する新制大学の三つの課題は、果たして戦後の大学人に十分に理解され、受け入れられていた理念だったのだろうか。そのような理解の中から大学関係者は大学に、大学教育を導入したのだろうか。また、大学体育関係者は、大学体育の依拠する当初の理念が、このような‘大学の原像’にプラスされた新制の大学機構を志向する方向性の中にあっただろうか。仮に、大学体育においてこれらの理念を引き受けていたとして、‘人間形成を図る’とする課題を、‘身体運動を通して図る’とする考えにまで、大学人のみならず大学体育人が理解して、大学教育に体育を導入し、カリキュラムを具現化して行ったのかどうか、疑問の残るところである。

以上のように、大学の原像と大学体育との違和感は、まさに大学において学生が‘学術を教授されるもの’であり、‘学問の蘊奥を攻究するもの’であることと、‘人間形成をするもの’であることとの間に横たわる溝に加えて、さらに‘身体活動を通して人間形成をするもの’であることとの間にある、距離感の問題なの

である。それ故にそれはまた、USA その他における general education の歴史的・世界的な意味を問う基本的な問題から始まるどころの、ある乖離感といったものを内在させているものでもあるのだ。

そこで、‘身体運動を通して、人間形成を図る’という課題が提唱されて以来、どのように大学体育として制度的な形態を形成して行ったかを顧みながら、何故大学体育が大学機構の中から批判を浴びるに至ったかについて、考えてみたい。

2. ‘基準22条’の形成とこれをめぐる批判の歴史

2-1. ‘基準22条’の形成

連合国最高司令官マックアーサーは、戦後の我が国の教育の再建指針を決めるため、ジョージ・D・ストットダート博士を団長とする合衆国教育使節団の来朝を要請した。同使節団は、昭和21年3月4日に来日、同3月30日に『合衆国対日教育使節団報告書』を提出した。これを受けてマックアーサー総司令部は、我が国に対し、教育の民主化を柱とした勧告を公表した。同報告書の内容は6項目の柱からなるが、「その1）日本の教育の目的及び内容」において保健教育と体育について次のように言及している¹²⁾。

保健教育 (Health Education)^{(#5),(13),(14),(15)}については、

「保健の教授は、小学校においてはなほだしくおろそかにされているように思われる。実際に、生理についても衛生についても、なんの教授も行われていないのである。学校検診の満足すべき基準および方法を制定するために、医師団体によって調査研究がなされなければならない。」とし、さらに「学校における保健の教授では、個人および家庭の保健実践の知識はもちろん、細菌学、生理学、公衆衛生処置の基礎的・実践的要素の教授を含めるべきである」としている。

また、体育についても

「身体を丈夫にし、体調を整え、身体的技術を教えることに加えて、学校はスポーツマン精神および協同作業に固有の諸価値を認識する必要がある。」とし、さらに続けて大学生の体育について以下のように言及している。

「初等学校、中等学校、特殊学校および専門学校での体育教育に割り振られた時間数は多い。学生が長時間、なんら身体的娯楽も与えられずに学習ばかりしがちな大学レベルでも、同様の課業が加えられるべきである。(略)体育施設の再整備にとくに力を入れることを勧告する」ことを強調し、「教師養成の方法は、保健、体育、娯楽についての新しい知識の光の下で、開発していかなければならない。そのためには調査研究が必要であろう。体育関係の諸協会や非軍国主義的スポーツ団体は、青年団を含めて、従来の活動を復活させるよう奨励さるべきである。(略)その組織には多くの長所があり、その人的要素は西洋諸国にくらべて見劣りがしない。民主主義教育に対する寄与の可能性はまさに大である」としている。

ここで体育が「身体を丈夫にし、体調を整え、身体的技術を教えることに加えて」とし、「学校は、スポーツマン精神および協同作業に固有の諸価値を認識する必要がある」と言及している意味に注目する必要があるだろう。この2行に新生する‘体育’の基本像が提示されたとみてよいだろう。さらに、GHQに‘押しつけられたもの’であるとはいえ、「大学体育」が以下のように示されたことも重要である。

- 1) 体育を大学に導入する (十分な時間を必要とする)
- 2) 体育施設の整備に力をいれる
- 3) 総合的な教師の訓練 (保健・体育・娯楽等の新しい知識から) が必要である
- 4) 教科としての体育を確立するための調

査研究が必要である

また、「体育やスポーツ組織」は、「民主主義教育に貢献する可能性がある」と期待されている。

この5項目の意義は、我が国の「新しい体育」の目標を、さらに大学へも敷衍・発展させようとして、その課題を具体化して見せたことにある。それは、大学が最終的な高等教育機関として、やがて社会にリーダー（象徴的にこれを‘将軍’と呼ぶことにしよう）となるべき人間を出すことを意図し、中等教育における体育の水準を超えるための課題が示された、とも考えられる。

さて、こうした勧告を受けて文部省は、昭和21年9月、‘学校体育研究委員会’を設置する。一方、大学基準協会は、昭和22年7月に「大学基準」を採択し、卒業要件単位120単位以上の履修を規定したが、保健体育科目についてはこれを避けたのか、準備が整わなかったのか、具体化されることはなかった。こうした事態を受けて当時の文部省体育局長東俊郎らを中心とする体育関係者は、占領軍・民間情報教育局の支援を得て、新制大学における体育の必要性をさらに説くことになる。こうした文部省体育局の一連の対応から推して、大学基準協会は、大学体育を「大学基準」の中に設定することを忌避しようとしていたと想像される。このような大学体育に対する大学人の基底感情が、その後、いつまでも残ることになったのであろう。ところで、東は、直ちに大学基準協会宛に次のような意見書を送った。

「従来、大学では体育について制度上なんらの組織もなく全く放任されてきたと言っても過言ではない。すなわち、今日の大学体育は特殊な趣味を持っている極めて少数の学生が行っているスポーツに限られ、大部分の学生は、ほとんどこれに関与していない現状である。そのため大学では一般学生の健康管理はきわめて不徹底であり、か

つ少数の者の間に行われている運動と必ずしも学生スポーツとして健全に教育的に行われているものばかりではない。いうまでもなく健康の問題は、特殊な趣味や志向による教養とは違って、われわれ人間活動の基礎としてどんな場合でも一生を通じて生活から切り離すことはできないものである。そこで、発育途上にある学生の健康を保護し、これを助長すると共に健康生活に対する正しい理解と態度とを養うための制度的施設を大学教育に取り入れることは、単に学生個人の生活を健全にするばかりでなく、卒業後いろいろな面で指導的立場に立つ者の健康と生活態度とが一般社会に及ぼす影響のきわめて大なるものがあることを考えるとき、それは今日喫緊の急務ではないかと思う。このような意味で基準協会の各位の深い御理解によって今後の男女各大学では、ぜひ体育を重要な教科として一般の学生にも体育の機会を均等に与え、健康生活の合理化を図ることのできるよう基準を定められるようご配慮ありたい。」¹⁶⁾

‘大学体育’の語の起源は、この一文に求められるであろう。昭和22年8月、文部省は、「学校体育指導要綱」を発表する^{16),17),18)}。一方、大学における保健体育の問題を検討協議するために大学基準協会の中に、ようやく専門委員会‘体育保健研究委員会’が設置され、「大学における体育」が創案されることになり、ここにはじめて「大学で保健・体育に関する知識の啓発と実践」を目標とする大学体育像の設定に向けた検討が開始される。同12月、同委員会は大学基準協会総会にこの結果を報告、体育教育が一般教育過程の中に次のような「大学基準」をもって設定されるに至るのである。基準協会総会にこれを報告、体育教育が一般教育課程に次のような「大学基準」をもって設定されるに至るのである。^{17),19)}

すなわちこれが「基準22条」である。ここ

には「大学に於ける体育は、学生の健康を保持増進し、社会的・道徳的精神を涵養し、もって学生生活を豊かならしめ、さらに進んで、社会生活を価値あらしめる基礎を作るにある、を目的とする」として、「大学に体育に関する講義及び実技2単位上を課する」、「学士号取得のための要件単位として、120単位に体育の4単位を加える」趣旨の条項が挿入されている。

2-2. 大学体育関係者の受け止めた‘基準22条’

前出の川村は、基準22条の設定を「大学における学生の修学生活上、学生の心身の健康を保持増進して、より高い教養の素地を養い、さらに、卒業後社会の指導的立場において活躍する基盤となる、きわめて重要な科目として、大学教育の中に位置づけたものである⁴⁾」と評価している。この川村の評価は、今に至るまで大学体育関係者が等しく共有しているものであろう。しかし、川村のこの認識については、我が国の大学が未だトロウのいうエリート大学におけるものであったことを考慮しても、なお一つ注意しておくことがある。

基準22条のにおいて「大学に於ける体育は、学生の健康を保持増進し、社会的・道徳的精神を涵養し、もって学生生活を豊かならしめ、さらに進んで、社会生活を価値あらしめる基礎を作るにある、を目的とする²⁰⁾」とあるところを、川村は「大学における学生の修学生活上、学生の心身を保持増進して、より高い教養の素地を養い、さらに、卒業後社会の指導的立場において活躍する基盤となる、きわめて重要な科目として、大学教育の中に位置づけたものである」と書き換えているところである。わずかのニュアンスの差異ではあるが、基準22条では「健康の維持増進」と「社会的・道徳的精神の涵養」が並列の関係であるのに対して、川村の文章では「心身の健康を保持増進して」「より高い教養の素地を養う」と手

段と結果の関係に書き換えている。大学体育の意味は、主として健康の維持増進のために手段化されたものとして認識されながらも、それ故に教養に先行する課題として位置付くことになる。こうした認識は、川村や当時の大学体育関係者に限らず、今日に至るまでほぼ同じように保持されてきたものであろう。此处で確認しておかなければならないことは、より高い教養が、体育的な活動を必要としているのではないのである。高い教養の獲得のための準備として、必要なのである。こうした認識は、体育が大学の前半で就学されるべきものだとする、準備教育的なイメージを醸成したことになる。準備的である位置づけを得ることが、必修制を説明したことになるとする錯覚をも生む。この二重の錯誤は、文化つまり時代や世界で変わるものとしての身体運動の現れ方を自ずから教育の内容として持つ体育に、固定的な目標論を負わせることになるのである。

このように、大学体育関係者が「大学体育が健康教育という普遍的な課題を優先的に教授する、大学の教育における必修課程である」とした暗黙の了解の構造が成立することになった。こうして、以後これらが深められることはなかった。加えて、目標としてまとめられた形の「社会的・道徳的精神の涵養」とする表現は、「身体運動を通して‘人間形成を図る’」とする表現や「スポーツマン精神と協同作業に固有の諸価値を認識する必要がある」とする表現に比べて、いっそう一般化され抽象化された表現となっており、体育の特徴を general education それ自体の課題と同じ意味に拡大させてしまう結果となり、体育固有の意味を拡散してしまっただのである。

3. 「プラス4単位」削除までの概史

次に、この‘基準22条’条項のいくつかの表現や内容が、大学体育の課題とその像を限定していくことを見ておきたい。「学士号取得の

ための要件単位として、120単位に体育の4単位を加える」の一項は、いつまでも大学卒業要件単位の言い方を「120プラス4単位」といわせ続けた。それは、大学の風土に馴染まない4単位がプラスされているとする言わば違和感の隠喩的な表現で、「いつかこれを切除する」という暗黙の意味を有するものとなったと解釈される。そして、その切り離しが、やがて「設置基準の大綱化」を待って実現される。それは、言わば言霊的な言挙げでもあったのであろう。プラス4単位削除までの経緯を「大学体育」の内容と突き合わせながら検討してみたい。

3-1. 「プラス4単位」をめぐる問題の発生

‘体育保健研究委員会’の作業を受けて大学基準協会は、大学における体育の内容を「大学時代は恰も心身発達段階の成熟期にあたり事物の真理を探究しようとする心組の最も旺盛な時期であるから此の時期に於ける体育は身体に関する科学的知識と体育的道德的意義とを理解させ充分な納得の下に而も興味を以て自ら進んで夫々の個性に応じた保健衛生並びに体育運動を実践せしむるよう仕組まれるべきである。」とした。これを受けて、体育科目は講義と実技の2種類とされ、さらに講義は二つに分けられ、内容も以下のように構成された。

「保健教育」；個人衛生，公衆衛生，民族衛生，衛生施策

「体育理論」=「体育概論」；体育の目的，スポーツの規則，技術作戦，社会体育

さらに大学基準協会は「大学基準及びその解説(改訂版)」²⁰⁾(以下、本項においては、この解説に基づいて記述する)を公表。「体育科目の設け方」として、「大学において体育を正課に取り入れることは画期的なこと」と述べ、

その意図を「新制大学では年齢的に見て、大體旧制高等学校の2，3年生に相当する学生が入ってくる関係上、特に体育保健に関する授業を課し、(中略)知育，徳育とならんで体育の目的を十分に達成し、学生として心身共に健全なる発達をとげるよう勤めることが要望される。」としたのである。大学体育の推進派が表に出てきていた時期であり、新たな試みに期待も集まっていたのである。講義は「社会の指導者としての常識程度とし」、「前記科目の中から学生に選択せしめ、なるべく第1，2学年の中に2単位を受講させる」など、社会に対する大学の位置づけがエリート大学の範疇にあることを伺わせる表現が用いられている。

実技は「従来の観念に捉われない新しい意味の体育を目標とする」、「運動として適当な諸運動のうちから適当な種目を各大学において自由に選んで設けること」とした。諸運動とは、体操，各種スポーツ，ダンス，レクリエーション等を指す。実技の実施に当たっては、「この際忘れてならないことは、以上の実技を課するに当たっては、予め正課時に精密な体力検査と健康診断を行い」、「その結果によって学生をグループに分け」、「それぞれの段階に適應するよう実施しなければならない」、「1時間に各種目を平行して行い、学生の選択に応じるようにする」、「なるべく、第1，2学年に2単位を終了させるようにする」としている。精密な体力検査と健康診断の結果による実技のグループ分けが課題化されていることが注目される。

また、「指導に際しては科学的に行い、明朗闊達な中にも社会的訓練の実をあげ、さらに卒業後も興味をもって体育を継続し、日常生活の中にこれを織り込むごとく楽しみをもって実行せしめるよう工夫しなければならない。」とし、さらに「ただし書き」を付則して、「施設などの関係上多数の学生の求めに応じられない種目が生じた場合は、第2，第3の志望

に信じられるよう種目と時間を組み立てること、体操などは毎日20分くらい行って、1週間で週単位1回分の授業としても差し支えないこと、ハイキング、スキー、登山などは1回でも数時間から10時間に相当するので、換算して計算してもよいこと、「各種目にそれぞれ専門家を配することは困難であるから過渡的に自校の然るべき運動選手を充当しても一向差し支えない」、「資材難の今日早急に設備することは到底不可能・・・さしあたり3千坪程度の運動場を用意することが望ましい」ことなどが述べられている。今日の大学体育状況にも十分対応できる諸条件が提案されていることが、目を引く。

こうした準備的な時期を一歩越えて出たのが昭和24年5月の『国立学校設置法』の公布で、大学基準協会の要求を具体的に満たすものとして全国に69校の国立大学が設置されたのである。筑波大学に関係していることを拾えば、この時東京文科大学と東京高等師範学校が「東京教育大学」に改編されている。私立大学もその設置の基準を国公立大学のそれに準じたものに整備している。大学体育はこれより10年の間にその試行錯誤の時を迎えることになる。

昭和34年に入って、大学基準協会は「大学体育の基準(大学における保健体育のあり方)」を示す。「保健教授によって、健康に関する知識を得させ、それを日常生活の上に活用させるとともに、将来、社会の指導者として、職場や地域社会をリードする素養を与えるとともに、一方、体育実技によって、青年の運動欲求を満足させ、且つ感情のよい捌け口を得させ、健康の保持増進に役立たせる。」というものであった。理論と実技ということなのであろうが、その表現は稚拙この上ない。保健は理論則講義に、体育は「運動欲求の充足」と「感情の捌け口」のための実技に貶められてしまったのである。

3-2. 第二次 '22条検討要求' と大学体育の対応

こうした大学体育、大学保健体育の趨勢に対して、昭和36年6月、日本学術会議は正課体育について「大学の正課としての体育は、現状の実態から見て不必要である。クラブ活動の調整で十分。これを廃したらどうか。」という趣旨の廃止の提案を行うのである。この検討要求には、勘案要件が含まれていたものの、「正課体育科目の選択化」、「卒業要件単位の縛りの解除」そのものを要求する内容のものであった²¹⁾。同年10月、大学体育協議会(昭和48年に現在の社団法人全国大学体育連合へと改組された)は反駁論文「大学保健体育の現状とその必要性について」を発表する。

昭和37年には国立大学協会が、同38年には中央教育審議会が基準22条の見直しを示唆し(答申「大学教育の改善について」)、同44年には国大協がいよいよ「教養課程に関する特別委員会」を設置して問題を大括りの形で検討を開始している。昭和45年の中央教育審議会は『中間報告；高等教育の改革に関する基本構想案』を発表、「保健体育については、課外の体育活動に対する指導と、全学学生に対する保健管理の徹底により、その充実を図る。²²⁾」ことを条件要項として「保健体育を全ての高等教育機関で正課とし、卒業要件として一律に単位を修得していることは、あまりにも画一的である。²²⁾」と指摘していたのである。

これらの動きに対して、体育関係者の各方面への働きも当然行われた。全国大学保健体育協議会は、昭和45年2月「中教審第26特別委員会」宛に「保健体育科目の正課、必修の意義・根拠について」の『意見具申書』を提出して大学体育の存続・維持を要望、同6月には同委員会宛に『要望書』を提出している。次いで、同7月、8月には日本体育学会会長、日本体力学会理事長が同委員会主査宛に「大学保健体育についての」『意見書』、『中間報告；高等教育に関する基本構想に対する意見書』

を提出し、11月に入って‘日本体育学会第21回大会総会’において「中間報告の再考を促す決議」を行っている⁴⁾。

しかし、昭和46年、中央教育審議会は、『中央教育審議会答申；今日における、学校教育の総合的な拡充整備のための基本的な施策について』でさらに突っ込んだ形で大学における保健体育について以下のように指摘した²³⁾。「保健体育については、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底によってその充実をはかること」、「保健体育の単位を卒業の要件として画一的かつ形式的に課するだけでは、その本来の目的は達成されない」と。いわゆる‘46答申’である。この‘46答申’について、「〈大学の保健体育の在り方については、さらにより充実させる〉という注目すべき積極的方向づけをした」という評価をした。しかし、これは読み方によっては「保健体育については・・・充実をはかる」と読めるが、その中を読めば「保健体育については、1) 課外の体育活動の指導と、2) 保健管理の徹底により、その充実をはかる」とも読めるのである。そして後者の読み方が正しいことは言を待たない。この箇所での科目としての保健体育は触れられていないのである。課外の指導に関しても機構上は既に体育関係者のテリトリーにはない。これが後段の「保健体育の単位を卒業の要件として画一的かつ形式的に課するだけでは、その本来の目的は達成されない」に続くのである。

昭和48年、全国大学体育連合は「大学保健体育の基本構想」を示した⁴⁾。即ち「人間生活の基本である健康・体力に対する認識を深めるとともに、これを積極的に高め、あるいは維持していく方法を修得し、且つ実践する能力を養うものである。」「その具体的な役割は、1) 人間の生命・健康に関する科学的な知識の習得、2) 社会の指導者としての健康観・体育観を確立し、人間の健康と福祉に寄与できる能力を高める、3) 身体活動を媒介とし

て、学生の健康の保持・増進を図る、4) 心身の不均衡な発達の防止・是正のため、適切な運動の必要性の認識と実践の能力を養う、5) 能動的な社会性の育成、6) 余暇善用のための運動技術の向上、などである」としたのである。

こうした働きかけが、一旦は功を奏したようであった。同6月、中央教育審議会は『本答申；今日における、学校教育の総合的な拡充整備のための基本的な施策について』を発表し、その最終答申の説明の中でこれまでとは違って、一転して「大学の保健体育のあり方については、さらにより充実させる」という積極的な方向づけを行ったのである。大学体育に一時の小康状態が訪れたと思われたのはこのときである。

筑波大学の構想が立案されたのは丁度この時期に当たり、こうした一連の教育改革の流れを先取る形で構成されたとされている。いわゆる教養部を廃止、外国語教育、体育教育、情報教育等を独立したセンター機構に委ねたのである。この期間に筑波大学体育センター構想も立案され、その後実行に移されたのである。筑波大学設立準備委員会による筑波大学基本構想案、いわゆる『青表紙』²⁴⁾は、4年間にわたる実技実習を提案し、従来の保健教育に相当する課題についてはこれを「総合科目」に委ねるという大胆なものであった。筑波大学は昭和48年に創立される。

昭和58年、大学基準協会は、日本私立大学連盟・大学設置基準検討委員会報告書の「第22条：卒業要件事項への検討要求」に答える形で、次項（3-3）のような第1次中間報告を行い、大学体育必修の根拠「大学教育本来の在り方に関連して検討する」、「大学に保健体育科を設置している趣旨・目的を根本的に検討する必要」を改めて問うて来たのである。このことは、東の意見書、大学基準協会‘体育保健研究委員会’による‘基準22条’条項等の‘大学体育の理念と方法’に関する内容に

疑義を挟むものであるばかりでなく、大学の機構と体育の機構そのものの関係を問うものであった。「プラス4単位」の問題が20年の時を得て、再び現れたのである。筑波大学の一般体育もこの検討要求にほぼ10年を先行して設置されていたが、その関係については後述したい。

3-3. 第二次の'22条検討要求'と'設置基準の大綱化'まで

昭和56年に入って、日本私立大学連盟'大学設置基準検討委員会'は、大学設置基準に関する全般的な検討を行いその結果を報告したが、暫く姿を見せなかった'基準22条'への検討要求が再浮上する。「大学教育における保健体育科目の位置づけ、意義、目的の明確化を求めるとともに、クラブ活動、夜間学部、学生の多様化と体力差、体育施設等の現状を勘察し、選択科目とすることの可能性を含めて現行規定の再検討の必要性を訴える。²⁵⁾」というもので、「当面は、現行通りとするが。なお卒業要件との関連で体育実技については各大学の自主的判断に委ねることが望ましいと考える。」と纏められていた。10年前に全国大学体育連合によって示された「大学保健体育の基本構想」の6項目が、大学体育必修制の必要十分な根拠として受け入れられていないことが、改めて知らされたのである。「各大学の自主的判断に委ねる」とした点が新しいが、「当面、現行通りとする」という一時保留の一説が、大学体育人の安心を引き起こしたのも事実である。

昭和58年、大学基準協会は、前項(3-2)で記述したように、第一次中間報告を行っている⁴⁾。即ち、これは「保健体育科目の履修を、卒業の要件に含めるべきか否かについては、それが大学教育本来のあり方の関連で検討すべきであるばかりでなく、保健体育科目の具体的な履修の方法などについても、問題がないわけではないので、大学において、保健体

育科目を設置している趣旨・目的などを根本的に検討する必要がある²⁶⁾。」とするものであった。これまでの検討要求にあった「保健体育必修制の根拠」を問う論調に、新たに「履修方法の問題点」や「科目の目的との隔たりを見せる授業成果への疑念」が加えられていることが知られる。

昭和60年には、国立大学協会が『中間報告：大学の在り方について』を発表し、「一般教育における保健体育は、現行4単位の必修科目になっている。これは、理論と実技に分けられているが、この科目の置かれた理由についても、検討を行う必要がある。」と指摘し、現行4単位必修の一般教育における保健体育科目の置かれた理由について検討を行う必要があることを再び示唆した⁴⁾。ここでは前回に加えて、従来、大学体育の置かれた理由とされる以下の項目をも吟味しようというものである。

- 1) 人間としての健康保持のため保健学の知識が必要であり、これを教養の一つとして、全学生に課す。
- 2) <青白きインテリ>で象徴される大学卒業生の氾濫を防ぎ、国民皆スポーツの精神から、体育実技を課する必要がある(スポーツを通した人間形成、個人中心主義よりの脱却)。

こうした理由に対して、現実状況は、

- 1) 保健の授業が大型授業で必ずしも十分な教授が行われていないこと
- 2) 実技がレジャー・タイムとして浪費されており、体育の目的を果たしていないこと
- 3) 教官任用に際して論文条件が重視され、優れた実技指導者が欠けている

等が指摘され、一般教育の抜本的検討の際に「保健体育科目の再解析」が求められる、としたのである。確実に基準22条外しは準備されていった。ここで注目されるのは、何のためらいもなく「一般教育における保健体育」

という表現に見られるような、保健体育を一般教育と位置づけた書き方である。外国語教育、保健体育等を‘一般教育’とし、これらを一括して評価しようとする姿勢の中に、既に大学機構において一般教育を担う構造が失われてきていることを予感させるのである。

昭和61年4月、臨時教育審議会は、46中教審答申を踏襲して大学体育について次のように提言する『第二次答申』を出す²⁷⁾。即ち、「現代青年の、基礎体力の充実や、心身の積極的な鍛錬の重要性は、今日ますます高まっており、大学における体育は、視野を授業のみの体育に限定することなく、課外のスポーツ活動、さらに社会体育との緊密な連携のもとに設計すべきである。保健の教育内容も、単に健康の維持・増進にとどまらず、技術的文明社会の中での、人間の心身の在り方について認識を深め、人間性を豊かに発展させるための、基礎を与えることを目指すべきである。」として、「一般教育は、基本的に、各大学のそれぞれの教育理念に基づき、自由かつ柔軟に進められるべきものである。」と提案しているのである。

この答申は読み方の難しい、複雑な表現を行っている。「青年の基礎体力の充実や心身の積極的な鍛錬の重要性はいよいよ高まっている」、つまり「大学体育は大切ですよ」と先ずは指摘している。だから「大学における体育は、視野を授業のみの体育に限定しては行けない」のであって、「課外のスポーツ活動や社会体育の緊密な連携をとる」、「保健の教育とも相まって」、「各大学の教育理念に基づいて、自由且つ柔軟に進められるべきだ」と言えるというわけである。大学の保健体育科目という意味での「大学体育」は、今や授業科目としての体育ではなく、大学における体育的活動を意味する、「大学の体育」と表現を変えられているのである。実に巧みな大学体育の必修外しの基本文脈が完成したのである。まず、大学体育は一般教育の一分野であると

して、一般教育ぐるみ各大学の裁量に任せる方式を提案してきたのである。ここにきて、大学体育関係者は、大学体育必修の理念とその願望を、説き且つ要請していく対象となる機関を外されてしまうことが見えなければならなかったのである。後は学内の攻防が残されるだけであった。しかし、体育関係者は、『大学基準協会会報58号』に掲載された「大学における保健体育はどうあるべきか」(浅見, 1986年)に代表されるように、これまでの‘体育の効用論’を繰り返すだけだった。

3-4. 大学体育等の個別的課題を改革課題として大綱化していく課程

昭和59年8月、政府は「高等教育全般にわたる改革課題を指摘する」ために、内閣の中に‘臨時教育審議会(臨教審)’を設置した。臨教審は昭和61年には「設置基準の簡素化」を提案し、62年8月までに改革の柱を大括りにしてマスター・プランを抽出、大学審議会の創設を提言してその役割を終えた。同年9月、大学審議会はこれを受けて、1) 教育研究の高度化、2) 高等教育の個性化、3) 組織運営の活性化、について具体的な改革方策の検討を開始。翌63年12月に「大学院制度の弾力化について」を答申、平成元年9月の施行を目指して、大学院設置基準等を改正する。研究教育の高度化を含む大学の改革が、大学院を重点化するというように、高いところから具体化され始めたのである。こうした高度化が各大学の個性を尊重して行われるためには、多くの規制(それはまた従来の慣行を保護するためのものであったのだが)を緩和する必要があった。特に、必修で縛るカリキュラム構成の緩和こそが、大学教育改革の要点とされたのである。折しも、学校五日制の施行時期と重なっていた。学部段階において土曜2時限分を削除する具体的な対処は、見えやすい‘改革’であった。一般教育を縮小させ、体育を削減する。問われたのは、土曜抜きにし

た場合の授業コマの納め方で、必ずしも教育研究を高度化し、個性化する問題では必ずしもなかった。少なくとも多くの大学で見えたものは、そのような変化であった。

平成3年2月、同審議会は「大学教育の改善について」、「学位制度の見直し及び大学院の評価について」、「学位授与機関の創設について」等、五つの答申を発表²⁸⁾、高等教育を柔軟なシステムとして支えるように、大学設置基準の大綱化を含む具体的な改革を提案した。同年5月、大学審議会は「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」、「大学院の整備充実について」と並んで「大学設置基準等及び学位規則の改正について」を答申し、同6月、大学設置基準等は改正され、同7月に施行されることになる。

3-5. 大学設置基準の大綱化へ向かう過程における大学体育の対応

昭和62年8月の大学審議会の活動開始をもう少し考察して見たい。同審議会はさらに「大学教育部会」を設置し、「一般教育の改善」を主たる検討事項として取り上げる。63年11月には、国立大学協会は教育課程に関する特別委員会を組織し、『教育課程の改革』を公表する²⁹⁾。その第5章で「体育が単なるスポーツの場の提供であってはならないこと」、「体育を“健康科学教育”と改称し、各人の健康を成就するための機会として種目別コースを止めて、‘保健’‘運動処方’‘健康処方’‘トレーニング’‘競技力向上コース’など目的別コースを提供すること」等が提言された。ここで注目されるのは、具体的な科目の構成が単に種目ユニットに編成されるのではなく、目的別コースつまりテーマユニットによるカリキュラム構成の可能性が示唆されたことであろう。いくつかの例外を除けば、体育関係者の頭から種目によるカリキュラム構成以外のイメージはなかなか生まれてこないばかりか、これを批判する人々の頭からも種目を越えてイメージは

発想しにくいものだった。一方で、体育を‘健康科学教育’と改称するという構想が大きく浮上してきてしまったのである。これまでも、体育のイメージは、「できる・できない」、「体力がある・ない」の単純な二項の対立価値によって代表され、それ故に体育嫌いを育ててきていたが、結局はこれ以外には体育の固有価値を把握してこなかった体育関係者の限界が露呈されることになったわけである。体育と健康・体力づくりはほぼ同義で、それ故に科学を応用しやすい地平があると観念的に捉えられたのであろう。ここに、大学体育が評価の内実から改革に向かうために、大学体育関係者が気づかなければならない最重要なポイントがあったのである。そのことは、次のヒアリングの応答の中に、一つのすれ違いとして残されている。

すなわち、平成元年10月に入って大学審議会は大学体育関係者と数次にわたるヒアリングを開始するが、この時の大学審議会の基本的な応答を、全国大学体育連合‘大学体育改革委員会（基本構想検討委員会）’の波多野義郎委員長が次のようにまとめている²⁹⁾。

- 1) 陳情は認められない。言い訳は聞きたくない。
- 2) 組織としての政策を示して欲しい。
- 3) 課外体育による代替えでは何故いけない。
- 4) 体育教員の資質が問題だ。
- 5) 講義と実技の関係がバラバラである。
- 6) 社会体育による代替えでは何故いけない。
- 7) アクレディテーションが日本では上手くできないと言うが、根拠は何か。
- 8) 国大協の「教養課程の改革について」に反対だと言うが、理由は何か。
- 9) 講義は高校まででよいのではないか。
- 10) 部活動を単位として認めるという意見についてはどう思うか。

結局、前田が言うように³⁰⁾、昭和62年4月の

臨教審第三次答申は直接大学体育に触れずに「スポーツと教育」の項を起こし、「生涯スポーツの推進」、「競技スポーツの向上」、「スポーツ医科学研究の推進」を提言したように、「スポーツそのものの重要性は認識したものの、授業としての大学体育に関する関心は薄い。」という現実を否定できないのである。即ち、我が国の大学が経験したことのない保健体育科目の必修制を実現し、手探りでその充実を図った新制度揺籃の時期にあつて、それが新制であるが故に当面公的評価を控えられた‘大学体育’が、そのモラトリアム期のそれを越えてることが出来なかったのであろう。大学体育はその誕生の近くにあつて、川村が指摘するように新制大学がイメージされた三つのテーマ「大学において学生が‘学術を教授されるものであること’と‘学問の蘊奥を攻究するものであること’に加えて‘人間形成を図るものであること’を求めたもの]であつたことのうち、前二者に強く傾斜していく中で、最後の一つを包摂していく理念を失ってしまっていることがわかる。スポーツの価値は理解されているとされながら、大学においてスポーツする条件は、時間にせよ、指導者や施設にせよ、必ずしも十全に用意されていたわけではない。そうした未整備な状況が、単位制、必修制と絡み合いながら、誕生間もない‘体育学’の担い手としての体育担当教官にその責任が帰せられていったことが窺われる。大学審議会のヒアリングで大学体育が問われた「体育教員の資質が問題だ」とする指摘と「課外体育による代替えでは何故いけない」とする問いは、なるほど大学体育と大学体育関係者に向けられたものであることは当然として、それは総じて大学の文化水準や成熟度が問われたのだと見てもよいだろう。何を契機に‘人間形成を図る’のか、教育の歴史は時にスポーツにその教育力を委ねたこともある。しかし、我が国の新制大学の発足に当たって大学体育に大きなモーメントを与えたのは衛生や保健

への指向性で、あるいはそれが戦後の貧しくて何もかも破壊された混沌における‘未開’からの発展の一つの象徴的イメージであつたのかもしれない。何がなくともスポーツならやろうとすれば、やれる。身体一つでやれる。この種の基本的なイメージが、時には期待となり、時には反学術の意味を形成してきていたことが想像される。

平成元年3月、西尾文部大臣は具体的な審議内容に触れる要請を行い、‘学部教育’の在り方の洗い直しを求めた。つまり、外国語教育や保健体育教育を含めた一般教育を削減に向かわせる直接的な契機がここに生まれたのである。一般教育は、ついに‘大将の教育・將軍の教育’にはなりえなかつたのである。大学への進学率が高くなってきていただけではない。大学の数が急増したのである。

4. まとめ

大学体育を大学の原像との間の距離感として、その距離の伸長を大学体育の歴史の中に見てみた。‘身体運動を通して’で象徴されるスポーツ等の教育を新制の大学に導入して‘人間の形成を図る’とした初期の大学体育理念は、いつしか旧制の大学理念である‘学術を教授すること’と‘学問の蘊奥を攻究する’目的との間にその距離感を大きくしていったきらいがある。そのことが大学機構に体育が存在することの違和感を増長させていったことが推測される。このことが、大学進学率の拡大、就学年齢人口の減少、経済基盤の変動などを契機にして始まった大学改革の渦の中で、体育を一般教育として一括して括る中で、各大学の裁量に任せられるという形で大学体育存立の基盤を奪っていった。すなわち、大学改革は設置基準を大綱化する処置に帰結したのである。大学体育の存在をめぐっては、新制大学の理念とその理念を具体化する経営母体及び教師との間に、ある距離感のあつたことが浮き彫りにされた。それは、大学審議会とのヒアリ

ングにおける応答の中に顕現していることが知られた。スポーツ活動を保証していくことが教育なのではなく、効用を教育の直接的な目標とする学部教育・単位制度の在り方が、やがてスポーツの教育にも直接的な効用を求める時代風潮が生まれてきたようである。この傾向は大学経営者の側にもだけでなく、体育教師自体の中にも目的化されていった痕跡を見ることが出来る。こうしたことから考えられることは、大学機構に大学体育を定着させていくためには、健康や体力などのような直接的な効用を標榜するテーマを掲げるのではなく、改めてスポーツ本来の意味に戻り、その理念の実現に向かう姿勢が要求されていると考えなければならないだろう。大学体育は‘体育学’を存立の基盤に置くが、決して‘体育学’を教授することではないことを確認しておきたい。

なお、筑波大学体育センターでは、大学設置基準が施行される前年の1990年にフォーラム「生涯スポーツ時代の大学体育の役割—大学体育とは何か、大学体育はいかにあるべきか—」を開催した³¹⁾。大学設置の規制が緩和されることを予想して10年以上も前に開かれたフォーラムでの諸議論や施策の方向性が、今やますます大学体育の重要な課題となっていることを認識せざるを得ない。大学体育を歴史的に振り返ってみて、必修か選択か、何単位か等の制度的な関心よりも体育の目的や学習課題の質を問うことの必要性を痛感する次第である。

注

注1 マーチン・トロウのいう‘ユニバーサル化’の意味は引用・参考文献1) 72-74頁を参照。

注2 マーチン・トロウは大学への進学率が就学年齢人口の15%以下である場合の大学をエリート大学、15-50%をマス大学、50%以上をユニバーサル大学と

分類した。これは某かの方法で就学能力を一元的に評価できると仮定して、その成績の15%以内がエリート大学、15-50%がマス大学・・・、としたのではなく、進学率の変化とともに大学全体の体質が変わることを説いたものである。

注3 天野は、日本の大学・高等教育は、専門学部制をとり学問体系に応じた専門教育を行いながら、「専門学生」以外の「一般学生」をますます多く集め、入学させることによって規模を拡大し、発展をとげてきたのであるとし、「一般学生」の増大が専門教育の性格をかえ、その「一般教育」化、つまり専門的でない専門教育化しているという。「一般学生」とは、職業目的をもたずに「自分さがし」に入学してくる学生をさす。引用・参考文献10)を参照。

注4 喜多村は、1990年代において一般教育や教養科目における凋落傾向は、多くの大学に進行しつつあり、学部教育において専門教育に傾斜をつよめることは、ある意味で時代錯誤的であると述べている。引用・参考文献11)を参照。

注5 村井¹²⁾や教科教育百年史編集委員会¹³⁾は、保健教育と訳しているが、宮本¹⁴⁾や渡邊¹⁵⁾は、健康教育と訳している。本論では、学校における健康教育を中心に論じていることから保健教育の訳出を使用することにする。

注6 「大学基準」に体育が設定される前に発表された「学校体育指導要綱」の《発育発達の特質と教材》の項目の中に大学体育が取り上げられた。引用・参考文献17)を参照。

注7 体育保健研究委員会の中間報告では、講義2単位・実技4乃至6単位を適当としていたが、学士号取得の最低要求単位数が120単位と決められていたので、

実技を2単位と減らし、「大学基準」に「大学は体育に関する講義及び実技を各2単位以上を課することを要する」と追加した。なお、体育保健研究委員会の中間報告では、講義は正課とする以上設ける方がよいといった単純な見地から考慮されたようである。引用・参考文献19)を参照。

引用・参考文献

- 1) 喜多村和之, 現代の大学・高等教育～教育の制度と機能～, 玉川大学出版部, 1999年
- 2) マーチン・トロウ(天野郁夫, 喜多村和之訳), 高学歴社会の大学～エリートからマスへ～, 東京大学出版会, 1998年
- 3) マイケル・ギボンズ(小林信一監訳), 現代社会と知の創造, ～モード論とは何か～丸善ライブラリー, 1997年
- 4) 川村 毅, 大学体育の歴史, IDE 現代の高等教育, 2-9頁, 1987年7-8月号
- 5) 波多野義郎, 大学体育改革委員会(基本構想検討委員会), (社)全国大学体育連合, 大学保健体育40年の歩み, 8-17頁, 1993年
- 6) 阿部一佳, 田崎健太郎, 大学体育をく知のモード)から見る～平成10年度大体連関東支部の前期研修会を斯く企画して～, 体育の科学, 第48巻, 第10号, 818-823頁, 1998年
- 7) 田崎健太郎, 阿部一佳, ‘スポーツの教育’としての大学体育を考える～筑波大学体育センターの体育カリキュラムの改革を進めるために～, パイオメカニクス研究, Vol.3, No.1, 59-67頁, 1999年
- 8) トーマス・クーン(中山 茂訳), 科学革命の構造, みすず書房, 1974年
- 9) 中山 茂, 歴史としての学問, 8-13頁, 45-46頁, 254-256頁, 中央公論社, 1974年
- 10) 天野郁夫, 大学一挑戦の時代, 196-203頁, 東京大学出版会, 1999年
- 11) 喜多村和之, 前掲書, 171-173頁
- 12) 村井 実, 全訳解説『アメリカ教育使節団報告書』, 講談社, 46-50頁, 1979年
- 13) 教科教育百年史編集委員会編, 原典対訳 米園教育使節団報告書, 43-47頁, 建帛社, 1985年
- 14) 周郷 博, 宮原誠一, 宗像誠也編, アメリカ教育使節団報告書要解, 257-261頁, 国民図書刊行会, 1950年
- 15) 渡邊彰譯著, 米園教育使節団報告書一原文・譯文一, 34-36頁, 目黒書店, 1947年
- 16) 江橋慎四郎, 大学教育に何故体育(必修の)は必要か, IDE 現代の高等教育, 9-14頁, 1987年7-8月号
- 17) 井上一男, 学校体育制度史 増補版, 432-451頁, 大修館書店, 1976年
- 18) 竹之下休蔵・岸野雄三, 近代日本学校体育史, 244-249頁, 東洋館出版社, 1959年
- 19) 大学基準協会十年史編纂委員会, 大学基準協会十年史, 110-112頁, 大学基準協会, 1957年
- 20) 大学基準協会, 『大学基準』及びその解説(改訂版), 大学基準協会
- 21) 日本体育学会体育原理専門分科会編, 大学教育改革と保健体育の未来像—大学体育改革のための必読資料集一, 74頁, 不味堂出版, 1991年
- 22) 中央教育審議会答申, 高等教育の改革に関する基本構想案(中間報告), 1970年
- 23) 文部省, 中央教育審議会答申, 今日における, 学校教育の総合的な拡充整備のための基本的な施策について, 1971年
- 24) 筑波大学創設準備会, 筑波大学の創設準備について—まとも一, 1973年
- 25) 日本体育学会体育原理専門分科会編, 前掲書, 75-76頁
- 26) 日本体育学会体育原理専門分科会編, 前掲書, 77-78頁
- 27) 臨時教育審議会, 教育改革に関する第二次答申, 1986年

- 28) 大学審議会，大学審議会答申，1991年
- 29) 波多野義郎，大学体育改革委員会（基本構想検討委員会），(株)全国大学体育連合，大学保健体育40年の歩み，8-17頁，1993年
- 30) 前田充明，大学体育40年の歩みを祝して，(株)全国大学体育連合，大学保健体育40年の歩み，2-3頁，1993年
- 31) 筑波大学体育センター，新しい問題発見，解決方式の Theater for Ideas による FORUM 資料，生涯スポーツ時代の大学体育の役割—大学体育とは何か，大学体育はいかにあるべきか—，1990年